

第3版補訂版はしがき

第3版の出版から約1年8か月しか経過していないが、以下のような幾つかの新しい情報を盛り込むための補訂を行った。

①プロバイダ責任制限法が改正され、インターネット上の書き込みをした発信者情報開示のための簡易な非訟手続が創設された。②令和元年の改正民事執行法が令和2(2020)年4月から施行され、運用状況が明らかになった。③暗号資産に対する強制執行についての実務の方向性が定着してきた。④民事執行・民事保全分野で最高裁判所が原審を破棄する裁判を2件下した。なお、この機会に統計的な数値を最新のものにするなど実務や国外の新たな情報を加えたり、記述を分かりやすく改めたり、誤記・誤植を訂正したりした(ご指摘をいただいた読者に感謝する)。

民事訴訟法のIT化と併せて民事執行および民事保全手続のIT化も検討されており、インターネットによる申立てや裁判の電磁的記録作成などのほか、単純執行文の廃止や売却期日・配当期日の開催省略など手続の実質的な変更に関わる提言もなされている(公益社団法人商事法務研究会「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」NBL1209号76頁)。このような法改正がなされたときには第4版を出版することにした。

2022年6月

平野哲郎